

# 審 査 請 求 書

平成 23 年 2 月 23 日

横 浜 市 長  
林 文 子 殿

審査請求人  
(連絡先) 比 留 間 哲 生

長 谷 川 誠 二

柴 田 哲 夫

永 田 親 義

行政不服審査請求法に基づき次のとおり審査請求します。

## 1. 審査請求人住所及び氏名

比留間 哲 生                   〒247-0022 横浜市栄区庄戸 3-25-7  
  TEL&FAX 045-894-0052

長谷川 誠 二                   〒247-0033 横浜市栄区桂台西 2-16-25  
  TEL               045-893-4877  
  FAX               045-893-4836

柴 田 哲 夫                   〒247-0014 横浜市栄区公田町 774-5-28-4  
  TEL&FAX 045-892-9113

永 田 親 義                   〒247-0022 横浜市栄区庄戸 3-13-23  
  TEL&FAX 045-894-5336

## 2. 審査請求に係る処分

- 1) 平成 22 年 7 月 23 日～8 月 9 日に栄区が実施した区民意識調査の中の横浜環状南線に関する問 13 はアンケートの基本に悖る不当な方法で実施したこと及びその結果を広く公表したこと。
- 2) 上記アンケート結果の集計にあたり初歩的且つ重大な誤りを冒し、こ

の誤った情報を、税金を使って広く公表したこと。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った日  
平成 22 年 11 月 22 日及び  
平成 23 年 1 月 21 日
  
4. 審査請求の趣旨
  - 1) アンケートの基本に反する不当な方法で横浜環状南線に関する区民の意識調査を実施し、そこで得た結果を広く区市民に公表したのは区市民を欺くものとして許されない。
  - 2) 上記アンケートの集計にあたり初歩的且つ重大な誤りを冒しただけでなく、間違った情報を多額の税金を使って公表したのは区市民への背信行為であり、さらに税金の無駄遣いである。
  
5. 審査請求の理由  
別紙（資料 1～9 を含む）
  
6. 処分庁の教示の有無  
有（公表）
  
7. 教示の内容  
第 1 回 平成 22 年 11 月の区民意識調査結果（速報）  
第 2 回 平成 23 年 1 月の区民意識調査結果概要版

## 目 次

審査請求書	1
目次	3
審査請求の理由	4
1. アンケートの基本に悖る一方的で誘導的な設問により区民の意識への意図的な介入が行われた。	4
1) 設問と回答の巧妙な組合せによる不当な誘導	4
2) 問 13 は区民意識調査の中に意図的に組み入れられた	5
3) 便益のみ列記し、費用を一切記さない設問によるアンケートは無意味なだけでなく区民を欺くものである	6
4) 期待値と賛否は別である	7
2. 栄区は問 13 の回答の集計にあたり初歩的で重大な誤りを冒しており、このような間違った情報を、税金を使って広く公表したのは不当且つ違法である	8
3. 本件処分の影響は審査庁としての横浜市にも及んでおり、請求人らはこのことにより厳正公正な審査が損なわれることのないことを強く求める	9
1) 議会における大桑議員の質問と林市長の答弁について	9
2) 横浜市長への文書の送付とこれに対する回答について	11
4. 総括と要望	12
添付資料一覧	13

## 審査請求の理由

栄区は平成 22 年 7 月 23 日～8 月 9 日の間栄区内に居住する 20 歳以上の区民 3,000 人（無作為抽出）を対象に 51 項目にわたるアンケート調査を実施した。しかるにその中の問 13 の横浜環状南線に関する設問の内容は、意図的な誘導方式であり、さらに回答の集計に当たり初歩的且つ重大な誤りを冒していることが判明した。このように不当な設問によるアンケートを実施し、しかも間違っ て集計した結果を再三にわたり公表したのは区市民への背信行為として審査請求するものである。以下具体的に理由を述べる。

### 1. アンケートの基本に悖る一方的で誘導的な設問により区民の意識への意図的な介入が行われた

#### 1) 設問と回答の巧妙な組合せによる不当な誘導

本件で取り上げる横浜環状南線（以下南線と記す）に関するアンケート（問 13）の設問と回答は平成 22 年度栄区民意識調査結果（速報）（資料 1）の p 4 および平成 22 年度栄区民意識調査結果概要版（資料 2）の p10 のとおりである。

一見してわかるように、この設問は栄区民の多くが南線に期待しその完成を望んでいるという結果を得るために、設問と回答を巧妙に組み合わせた極めて意図的なものである。すなわち、南線は東名や中央道につながる利便性の高い道路であるだけでなく、圏央道という国家プロジェクトの一環であり、さらに環状 4 号線の混雑緩和などが期待されるとメリットを列挙したあと、これらの利点を期待項目として並べてそれに○印をつける方式になっている。このように高速道路に不可避な排ガス汚染や騒音被害などに一切触れずに利点を並べてこれらに印をつける方式にすれば多くの区民が否応なく期待項目のどれかに印をつけるのは当然である。これは対象者に予断を与えることなく、当人が自由な意思で主体的に判断すべきアンケートの基本に反するものであり、このような方式で得た結果を南線に関する区民の意識として公表することは区民や市民を欺くものであり、審査庁による厳しい審査がなされるべきである。

なおここで問 13 の設問の問題点を指摘する必要がある。同設問に南線の利点として環状 4 号線の渋滞緩和が期待されるとしているが、これは栄区民の中に 4 号線の渋滞緩和を望む声が圧倒的に多いことを考慮したからに違いない。しかし南線の建設によって 4 号線の渋滞が緩和されるという確かな予測は何もなく、一体何を根拠にこのような主張をしているのかよく分からない。環状 4 号線の交通量調査の結果を見ても、ここを通る大型車の大半が南線に移行すると予測できるデータは存在しないし、外部から南線にアクセスする大型車の通路として環状 4 号線の渋滞はむしろ増大する可能性が高

いのである。栄区として南線建設により環状4号線の渋滞緩和が期待されると主張する以上、その予測の根拠を示すべきであり、それをしない限り問13の設問は区民をミスリードするに止まらずむしろ欺くものであり、直ちに訂正又は撤回すべきである。

## 2) 問13は区民意識調査の中に意図的に組み入れられた

栄区では5年毎に区民意識調査を実施してきたが、いままで質問項目に南線が取り上げられることはなかったにも拘らず、今回初めて南線についての質問が組み入れられた。これは明らかに意図的なものであり、その理由と経緯は以下のとおりである。

平成21年11月24日国土交通省事業評価監視委員会は僅か15分余の審議で工事費4300億円に上る南線の事業継続を決定した。これを不当として本件請求人らは同年12月3日付で再審議を求めて国土交通大臣に対して行政不服審査請求を行ったが、これが却下されたのを受けて請求人らが原告となり平成22年3月26日に東京地裁に提訴した。原告らが訴状で「栄区民の多くが南線建設に反対であることは栄区まちづくり行動計画検討委員会の議事録を見れば明らかである」と記したのに対して、光田栄区長は6月28日付で原告の一人である比留間連協会長（連協は横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会の略称）に対して「検討委員会では、賛否に差はなく、栄区民の多くは南線建設に反対であることが明らかという状況ではなかったと認識しています」と抗議した（資料3）。これに対して比留間会長は7月8日付の回答で以下のように反論した（資料4）。平成21年9月30日の第2回検討委員会で道路・交通に関して発言したのは委員30名余のうち10名であり、その中で6名が南線について意見を述べた。その内訳は明確に反対であるとする者3名に対して積極的な賛成意見はなく、間接的に賛成の意を示したもの2名と6車線から4車線に計画変更すべきとするもの1名である。このほかの残り4名は生活道路の整備が急務であるとする意見で、南線について一切言及していないことから関心もなく期待もしていないと見做して間違いない。この結果からみて当該委員会の意見は南線反対が多数であったとしたのである。

さらに同回答で平成22年2月栄区刊行の「栄区まちづくり行動計画」原案に対する意見一覧（資料5）を挙げて、ここに記載された南線に関する44件に上る住民の意見のうち、車線数見直しなど3件と消極的賛成1件を除く40件はすべて南線は不要であるとする厳しい反対意見であり、これを見れば栄区民の大多数が南線建設に反対であることは明らかであると反論した。とくに注目すべきことは、厳しい反対意見を述べたNo24については「この意見には、551名の方の署名がありました」という註がついており、このことから40件の反対意見は単にそれだけに止まらず、その背後にこれらを支

持する多数の区民がいることを示しているのである。

資料 5 に記された意見は、栄区長は当然読んでいるはずであり、読んだ上での意見なり感想を伺いたいと再々申し入れたがなんらの回答もないままである。それは恐らくこれを読めば栄区民の多くが南線に反対であるという事実を認めざるを得ないし、栄区民の南線への賛否は相半ばしているという自らの主張を続けることが出来なくなるからである。

さらに請求人らは訴状をはじめ栄区長との文書のやりとりの中で、栄区民の大多数が南線に反対であることは南線計画発表当時から一貫していることを証拠によって示してきた。すなわち 1991 年 1 月の横浜市都市計画審議会に提出された南線に関する意見書は、栄区民についてみると南線賛成 2,000 人に対して反対 25,500 人であり、反対の余りの多さに新聞も「栄区の 2 割が反対」の見出しで大きく報道した（資料 6）。その上で今後こうした地元の強い反対の意見を審議会がどう判断するか注目されると記している。残念ながら同審議会はこのような反対にも拘らず南線計画を認める決定をしたが、そのことによって栄区民の大多数が南線反対であるという事実は何の変化もないのである。

以上のような事実関係を基にした、栄区民の多くが南線に反対であるという 7 月 8 日付の当方の主張を否定できなくなったため、栄区は何としてもこれに対抗するような結果を得る必要に迫られ、丁度 7 月 23 日から実施する予定していた区民意識調査の中に南線に関する項目を入れたに違いなく、これが 5 年毎の区民意識調査の中に南線の項目を入れるという前例のないことを敢えて行った理由と考えれば経緯がよく理解できるのである。ただこの場合、南線への賛否をダイレクトに問う形の設問にすると反対意見が多数となることは明らかなため、別の聞き方、すなわち南線の利点を列挙してこれに対する期待を聞く形の設問にしたというのが問 13 である。

栄区が事実の前に謙虚であるべき行政としての本来の在り方から敢えて逸脱してまで今回のことを行ったのは、おそらく横浜市の南線計画推進の方針に従って区政を進めている以上、市と足並みを揃えて栄区民の大多数が南線に期待し、その早期完成を望んでいるという結果を何としても得る必要があったからである。実際これは見事にその目的を達し、後述するように林文字子市長は市議会でのこの区民意識調査結果を南線計画推進に向けての大きな力になると高く評価しているのである。しかし住民の意見を姑息なやり方で曲げることは行政として決してあってはならないことであり、今回の区民意識調査の南線に関する問 13 の不当なやり方は審査庁によって厳しく審査されるべきである。

3) 便益のみ列記し、費用を一切記さない設問によるアンケートは無意味なだけでなく区民を欺くものである

道路建設の是非について人々の意識調査を行う場合、利便性や効果だけを挙げて建設費について一切触れない設問は全く意味がないだけでなく、人々を欺くものであり、今回の南線に関する設問はまさにその典型である。道路建設について考える場合、国、地方を問わず便益 (benefit) と費用 (cost) の比 B/C を最も重要な指標として考慮することになっている。そして現在一般的な合意としてだけでなく、国としての基準も B/C について 1 以上の場合のみ建設を認めることになっており、これは厳しい財政状況の中で費用の問題が決定的に重要だからである。このことから見ても、問 13 の設問のように費用に一切触れないのは  $C=0$  すなわち B/C が無限大ということになり、ここでは一切議論が無意味となるのである。

以上のことから問 13 の設問がいかに非現実的なものかがわかるが、南線建設の費用に一切触れないのは区民に対して自分達は費用を負担することなく南線が出来るかのような幻想を抱かせる恐れがあり、それは住民を欺くことになるのである。しかし現実はこちらと全く異なり、南線の建設費は 4300 億円と膨大であり、横浜市の負担額も 600 億円に上るのである。この事実を知れば多くの区民は、特に横浜市負担分 600 億円については南線建設よりも住民にとってもっと切実な医療、介護、教育などに使うべきであると考えてに違いないし、そのことを設問の中に記して意識調査を行えば結果は今回と大きく異なるものになることは間違いない。以上のように今回の南線に関する区民意識調査は費用に一切触れない設問により行った点でアンケートとして不公正だけでなく結果的に住民を欺くものであり、厳しい審査が行われるべきである。

#### 4) 期待値と賛否は別である

問 13 の設問は南線ができることを前提にそれへの区民の期待を問うものであり、そこには南線建設の賛否に関して何も聞いていないので、区民が建設に賛成か反対かについて何も言えないのである。しかるに栄区はこれまでの調査結果からみて南線建設に賛成か反対かを問えば反対が多数になることを知っており、そのため賛否ではなく問 13 のような出来上がったときの期待を問う形の設問にしたのである。

ところが今回の意識調査の中に自由意見を述べる項目があり、これは設問に誘導されることなく、区民の自由な判断に基づく意見として極めて重要である。この自由意見として「交通」に関して 88 件あり、そのうち「道路」についての意見が 35 件ある (資料 7 p115)。これを見ると生活道路・歩道の整備が 21 件と突出して高く、ついで渋滞の緩和 4 件がこれに続いている。これらは日常生活に直接関わる生活道路の整備や渋滞緩和に対する区民の切実な要望を反映するものであるが、このことと整合するかのようには高速道路建設については反対 3 件に対して賛成は 1 件に過ぎない。さら

に「高速道路予定地を有効利用して欲しい」を加えれば反対 4 件となり、区民の自由意見は南線建設反対が多数となっている。これは数が少ないから区民の意見を代表するものではないというのは当たらない。なぜなら問 13 のような一方的な誘導方式による問に対する回答と異なり、区民が進んで自由に意見を表明したものこそ区民の本当の意見を反映するものだからである。なおここで高速道路についての自由意見が少ないのは、南線建設への区民の積極的な要望が殆んどないことを示すものであり、区民にとって南線建設を考える前に現在日常生活の中で不便を感じている生活道路の整備を優先すべきと考えているからである。逆に言えば、多くの区民にとって南線が出来なくても何の不便もないが、生活道路や歩道の整備は毎日痛感していて一刻も早く実現してほしいと思っているということである。

以上にみられる区民の意識は問 12 の結果を見ればより明確になる（資料 1 p3、資料 2 p10）。すなわち、「あなたが今後も栄区で生活していく上で、改善してほしいと考える道路・交通環境は何だとお考えになりますか」という問いに対して最も多いのは歩道の整備・拡張であり、ついで交差点の改良や現状 4 号線など幹線道路の整備が続いている。ここで注目すべきことは、南線建設を望む意見が一つもないことであり、これは今後栄区で生活していく上で望ましい交通環境として南線の整備を思い描いている区民が誰もいないことを示している。これは決して無視してはならない重要なことであり、南線が栄区民にとって望ましく必要な道路であれば、今後栄区で生活していく上で是非南線を作ってほしいという意見がたくさんあるはずであるが、これが一つもないということは予想を超えて区民の南線への期待が少ないことを示すものである。

## 2. 栄区は問 13 の回答の集計にあたり初歩的で重大な誤りを冒しており、このような間違った情報を税金を使って広く広報したことは不当且つ違法である

前述の如く問 13 の設問は南線について利便性や重要性さらに環状 4 号線の渋滞緩和などの利点を挙げた上で、それらに対する期待項目に 1~7 の番号を付して 2 つまで○印をつける方式になっている。このような複数回答の場合には○印 1 個の場合と同じ集計方法を用いるのは間違いであるが、問 13 の集計はこれと同じ方法で処理しており、これは明らかな誤りである。すなわち項目 1 から 7 まで%で表示されているが、これらの数字を%で表すのは数学的に意味のない間違いである。このような初歩的な間違いを冒したのは%の意味が分かっているからとしか思われないので、敢えてここに%の意味について述べることにする。パーセント (percent、%) とは per (につき) と cent (百) からなることから分かるように、百に対する割合つまり百分率を示すものであり、それ以外の何ものでもない。従って各項目を%で示した数字の合計は 100 になり、それ以外の数字になることはあり得ないのである。しか



るに問 13 の回答 1~7 と無回答の数字の合計は 154.7 となっており、これらは%とは全く異なるものである。

資料 7 の p150 には問 13 に対する回答の詳細な数字が示されており、これらの中の数字から正しい%を算出するのは誰でも出来る簡単なことである。このような初歩的な間違いを市政に携わる職員が冒すなど信じがたいことであり、実際請求人らも信じたくはないのである。しかし当事者はこの間違いに気付いていないばかりか、この集計方法は正しいと信じているとしか思われぬ。それは資料 7 の p3 の「本書を見る際の注意点」の中に「複数回答が可能な設問の場合、回答比率の合計が 100%を超える」とわざわざ明示しているからである。これは明らかに自らの間違いに気付かないばかりか、むしろこれを見る人達が回答比率の合計が 100%を超えていることに疑問を感じてもそれは間違いではないから心配しないでよいとわざわざ注意を喚起していることを示している。つまり当事者はこの間違った集計法を確信をもって行ったということであり、最早や何をか言わんやという感じであり、本当のところこのようなケアレスミスでない数学的に初歩的間違いを冒す人達が市政に携わっていることにある種の危惧を覚えないわけにいかないのである。

以上に問 13 の、回答の集計法の間違いについて述べたが、51 項目に上る今回の区民意識調査のうち半数以上が複数回答となっており、従ってそれらはすべて問 13 と同じ集計法で処理され、当然のこととして同じような間違った結果を得ているのである。区民の意識調査は区として重要な行事の一つであり、そこで得られた結果は行政を進める上で貴重な資料として集計には慎重且つ正確を期すべきであるにも拘らず、今回の如き信じ難い初歩的間違いを冒したのは区民への背信行為として許されないことである。さらにこのように設問の半数以上に関して間違った集計がなされたものを再三にわたり広く公表したのは行政として大失態というべきであり、請求人らは区民を代表して審査庁に厳しい審査を強く求めるものである。

### 3. 本件処分の影響は審査庁としての横浜市にも及んでおり、請求人らはこのことにより厳正公正な審査が損なわれることのないことを強く求める。

栄区による本件処分、つまり南線に関する栄区民の意識調査とその結果の公表は、これらの影響が単に栄区に止まらず横浜市にも及んでおり、このことにより審査庁としての横浜市の審査が厳正公正を損なうことのないように求める必要を感じ敢えて本節を追加するものである。

#### 1) 市議会における大桑議員の質問と林市長の答弁について

平成 22 年 12 月 8 日栄区選出の大桑正貴議員は横浜市議会第 4 回定例会で栄区が実施した南線に関する区民意識調査を取り上げて林市長に次のように質問した（資料 8）。

「高速道路ネットワークの整備については、横浜として、最近では京浜港の国際戦略コンテナ港湾の指定に際し、横浜港に貨物を集荷するため港湾機能だけでなく国内輸送を円滑かつ効率的に行うことも重要であると主張してきました。具体的には、臨港道路の整備とともに、横浜環状道路など背後圏との連絡を強化する広域的な道路ネットワークの整備が必要であるということだと思えます。このような状況で横浜環状南線は平成7年の都市計画決定から15年を経過しておりますが、まだ本格的に工事着手されていないのが現状であります。」と述べた上で「栄区がことしの夏実施した区民意識調査について、先般調査結果の速報が公表されました。これは栄区が5年ごとに実施をしている調査で、区民から無作為に抽出した約3,000名を対象に、生活意識、道路交通環境、福祉など51項目の質問についての回答を集計したものです。この質問には横浜環状南線について何を期待しますかという質問もありました。この質問についての回答は、思った以上に早期完成や圏央道などとのつながりを望むという声が多かったように感じました。」として、この回答の結果とそれについての市長の所感を伺いたいと質問した。

これに対する市長の答弁は次のとおりである。

「まず、南線の効果ですが、圏央道の一部として、横浜と東名高速、中央道、関越道を連絡することにより、横浜港の機能強化や市民生活等における交通便利性の向上を図ることが期待されます。また、環状4号線など周辺道路の渋滞緩和やこれに伴うCO<sub>2</sub>の排出抑制など幅広い効果が期待されます。

次に、整備状況ですが、工事の本格的着工に向け、現在、事業者の国や東日本高速道路株式会社が主に用地取得を行っており、取得率が約70%となっております。

栄区民意識調査の結果についてですが、横浜環状南線に何を期待しますかとの質問に対して、複数回答による集計では、環状4号線などの渋滞緩和が38%、早期完成が30%、東名や中央道への連絡による移動性の向上が29%、CO<sub>2</sub>の削減など環境面での効果が20%でした。一方、道路整備は必要ないは11%、特に期待するものはないは19%でした。今回の集計結果から、区民の皆様の南線整備への期待が大きいことを私は改めて感じました。

横浜環状南線の今後の取り組みですが、南線の早期整備を期待されている区民、市民の皆様にこたえて、まず圏央道の県内他の区間におくれることなく南線の整備を計画的に進めていく必要があります。先日、私も国土交通省の三井副大臣のところへ予算要望に行ってまいりましたが、事業主体である国などに対して、さまざまな機会を通じて事業費の確保、早期完成をしっかりと働きかけていきます。また、市民の皆様に対しては、これ

まで行ってきた事業説明会、個別の相談窓口等に加えて、栄区内では事業に関する疑問などをわかりやすく答える町内会全世帯への回覧等により今後も事業への理解促進に努めていきます。」

上記大桑議員の質問とこれに対する林市長の答弁を一読してそこに阿吽の呼吸の余りの見事さに驚かされるのは請求人らだけではないであろう。というのは大桑議員が、都市計画決定から15年を経過してまだ本格的工事に着手していないのはどうしてなのか、今回の意識調査でも区民の大多数は南線の早期完成を期待しているのだから、これに応じて市長は南線計画を推進してはどうかと暗々裏に激励したの対して、市長が待ち受けていたかのように区民意識調査の数値を読み上げて南線の整備を計画的に進めていくと答えてえているからである。

しかし、この出来レースとも言えるやりとりには大きな問題がある。第1は大桑議員、林市長とも本審査請求の理由1で追及した問題、すなわち問13の設問と回答はアンケートの基本に悖る意図的な誘導方式であって、結果は信用できないということに全く気付かず、この問13の結果をそのまま信用する中で質問と回答がなされていることである。

さらに林市長は問13の回答を具体的な数値を上げて説明しているが、これは審査請求の理由2に述べたように、%で示したこれらの数値は数学的に全く意味のない初歩的な間違いを冒して算出したものであり、全く意味のないものである。市議会という公式の場の発言としてこれはあってはならないことであり、さらにこれが議事録にそのまま記録に残るとすればそれは市民に対する背信行為であり、直ちに訂正するなり削除するなりすべきである。

なお、市長は答弁の中で市民に対しては事業説明会、個別の相談窓口等に加えて栄区内では事業に関する疑問などを分かりやすく答える町内会全世帯への回覧等により今後事業への理解促進に努めていくと述べている。これが今回の南線に関するアンケート結果を町会全世帯に周知することを意図しているとすれば、それは現在すでに間違った情報を、市議会を通じて市民に提示した過ちの上に、さらに全区民に同じ間違い情報を周知させるという過ちを重ねることになるのである。

請求人らが危惧するのは、栄区の冒した間違いを知らないまま市議会の市長答弁で取り上げた横浜市が、審査庁として果たして本件に関して厳正公正な審査が出来るかということである。請求人らはそのようなことはあり得ないと信じているが、もし審査が歪められるとすればそれは行政不服審査法の精神に反するものとして厳しく糾弾されるべきものと考えている。

## 2) 横浜市長への文書の送付とこれに対する回答について

平成22年12月9日付光田栄区長宛の文書（資料4）の中で請求人の一

人比留間は栄区が実施した南線に関する区民意識調査（問 13）はアンケートの基本に悖るものとして厳しく批判した。この文書を林市長に届けてこれに対する林市長の回答を求めた。しかるにこれに対する平成 23 年 1 月 28 日付の市長回答（資料 9）は、不当な設問によるアンケートである問 13 については一切触れないまま南線計画推進の必要性を縷々述べているに過ぎず、このような不誠実な回答に対して請求人らは到底納得することができない。

ただ本請求書では南線アンケートの不当性と集計結果の間違いについてさらに詳細に説明したので、これらを精査した上で厳正公正な審査がなされることを強く求めるものである。

#### 4. 総括と要望

以上審査請求の理由を詳細に述べたが、以下に要約して総括する。

請求の趣旨に述べたように、第 1 に今回栄区が実施した南線に関する区民意識調査は、予断を与えることなく対象者が自由な意思で自主的に判断することを基本とするアンケートの基本に反するものである。すなわち設問で南線のメリットだけを列挙してこれらに対する期待を問うという極めて意図的な誘導方式によるものであり、これは区民の自由な意思への介入として許されないばかりでなく、結果は全く信用できないものである。さらにこの結果を広く公表したのは区市民を欺くものであり、厳しく審査されるべきである。

第 2 に、上記アンケート結果の集計に当たり、初歩的でしかも重大な誤りを冒したことである。すなわち、栄区はパーセント（%）が百分率であるという数学の基礎知識を欠いた中で誤った集計を行ったために、問 13 のみならず 51 調査項目の半数以上に上る複数回答の設問について初歩的で重大な間違いを冒したのである。しかもこれらの間違った結果を、税金を使って広く公表したのは間違い情報の提供として区市民への背信行為であり決して許されないこととして厳しく審査されるべきである。

以上に述べたように栄区はアンケートの基本に悖る方式で意識調査を実施しただけでなく、集計に当たり初歩的で重大な間違いを冒したが、審査庁としての横浜市がこれらの間違った結果を市議会での市長答弁として公表したのは重大である。請求人らはこのような形で栄区の誤った処分の影響を受けている横浜市が審査庁として果たして厳正公正な審査を行うかについて一抹の不安と危惧を抱かさざるを得ないのである。勿論市民の付託を受けた行政機関としてそのようなことはない信じ、請求人らの納得のいく審査がなされることを強く求めるものである。

以上

## 添付資料一覧

- 資料 1 平成 22 年度栄区民意識調査結果（速報）抜粋コピー
- 資料 2 平成 22 年度栄区民意識調査 調査結果 概要版 抜粋コピー
- 資料 3 連絡対策協議会会長宛 栄区長発信文書 栄政第 268 号 コピー  
平成 22 年 3 月 26 日付東京地方裁判所民事部宛での訴状について  
平成 22 年 6 月 28 日
- 資料 4 栄区長宛 横浜環状道路（圏央道）連絡対策協議会会長発信文書コピー  
栄区まちづくり行動計画に関する件（回答） 平成 22 年 7 月 8 日
- 資料 5 「栄区まちづくり行動計画」原案に対する意見一覧 抜粋コピー
- 資料 6 1991 年 1 月 25 日付読売新聞記事コピー
- 資料 7 「平成 22 年度栄区民意識調査 調査結果 報告書」抜粋 調査の概要抜  
粋コピー
- 資料 8 横浜市議会 第 4 回定例会一般質問審議速報 HP 抜粋コピー
- 資料 9 連絡対策協議会会長宛 横浜市長発信文書 道事第 554 号 コピー  
栄区の現状（回答） 平成 23 年 1 月 28 日